

児童相談所の職員配置について

・当初計画（平成29年3月）での職員配置

児童相談所	人数	
所長	1	
副所長	-	
児童福祉司	19	
児童福祉司SV	4	
児童心理司	11	
児童心理司SV	1	
保健師	1	
事務	6	
非常勤職員 (事務、児童福祉司業務補助等)	14	
その他	3	《内訳》 ・医師2 ・弁護士1
計	60	

・第二次更新における職員配置

児童相談所	人数	当初比増減
所長	1	0
副所長	1	+1
児童福祉司	27	+8
児童福祉司SV	6	+2
児童心理司	15	+4
児童心理司SV	1	0
保健師	2	+1
事務	2	-4
非常勤職員 (事務、児童福祉司業務補助等)	4	-10
その他	4	+1
	《内訳》 ・警察官OB等1 ・医師2 ・弁護士1	
計	63	+3



一時保護所	人数	
保護所長	-	
児童指導員・保育士	13	
児童心理司	-	
非常勤職員 (児童指導、保育等)	6	
その他	2	《内訳》 ・看護師又は栄養士2
計	21	

一時保護所	人数	当初比増減
保護所長	1	+1
児童指導員・保育士	30	+17
児童心理司	1	+1
非常勤職員 (児童指導、保育等)	6	0
その他	5	+3
	《内訳》 ・看護師2 ・学習指導員3	
計	43	+22

※一時保護所については、夜間児童員として臨時職員を別途確保する必要がある。

※一時保護所については、夜間児童員として臨時職員を別途確保する必要がある。

合計	81
-----------	-----------

合計	106	+25
-----------	------------	------------

【参考】児童相談所開設後の組織イメージ

